

令和3年度第1期財務監査及び行政監査の結果（令和3年12月28日付け）に対する措置

令和4年8月29日現在

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p><u>介護保険料減免に係る介護保険災害等臨時特例補助金等の申請について</u> （福祉部 介護福祉課） 新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する令和2年度介護保険料の減免（以下「コロナ減免」という。）については、国から交付される介護保険災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金（以下「補助金等」という。）により、その全額が補てんされる。 コロナ減免の決算額は3,472,960円となったが、令和2年12月の補助金等所要額調査に対し、当該年度のコロナ減免の決算見込額を回答すべきところ、その時点における実績額を回答してしまい、誤りが判明した後ではそれ以上増額することができなかつたため、過少に申請せざるを得ず、補助金等の交付額は1,446,000円にとどまつた。 補助金等の不交付分については、令和3年度の特別調整交付金で補てんされる予定ではあるものの、財源の過少申請は、介護保険財政にとって大きな損失につながるおそれがある。 よって、今後における補助金等の申請手続きに際しては、その内容及び金額を慎重に確認し、再発防止を徹底されたい。</p>	<p>指摘事項に関し、適正な補助金等の申請のため、下記のとおり対策を講じることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 管理グループの担当者は、補助金等の申請にあたり、内容を確認し該当するグループ担当者に申請書等の作成を指示する。 ② 該当グループの担当者は、申請書等を作成した後、自身で申請の内容及び記入する数値の内容を再確認する。 ③ 他の職員が申請の内容及び記入する数値の内容を確認する等、複数の職員でチェックを行う。 ④ 管理グループ担当者は、補助金等の申請に係る起案をする際、要綱など審査に必要な資料を添付するとともに、審査者及び決裁者に補助金の概要、申請の内容等、必要な説明をした上で起案する。 ⑤ 審査者及び決裁者は、管理グループ及び該当グループ担当者から補助金の概要、申請の内容等の説明を受けた上で、次の事項を確認し、決裁を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 要綱に沿った申請となっているか。 (2) 金額算定のもととなるデータと付け合わせ、計算間違いや転記間違いがないか。 (3) 対象事業や期間にもれがないか。 <p style="text-align: right;">（市長から通知のあつた日：令和4年3月15日）</p>

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p><u>霊園管理料の債権区分について</u>（保健部 斎場霊園管理課）</p> <p>市川市霊園の一般墓地の使用者から毎年度徴収する霊園管理料は、市川市使用料条例においてその額が定められており、時効期間を経過した場合には債務者による時効の援用がなくとも債権が消滅する公法上の債権と捉えることができる。</p> <p>一方、斎場霊園管理課では、従前から霊園管理料を私法上の債権に区分し、債務者による時効の援用がない限り、債権は消滅しないものとして取り扱っている。</p> <p>条例と運用の整合が図られていない点については令和元年度の監査において既に指摘しているが、所管課がこれまで何ら見直しに着手していないことについて、妥当と判断できる理由は見当たらない。</p> <p>仮に現在の運用を改め、公法上の債権として運用することとした場合、本来納付する必要がなかった既納の霊園管理料を還付する必要が生じることとなるが、措置の遅れは還付件数及び還付金額の増加につながる。</p> <p>よって、直ちに条例と運用の整合を図るための措置を講じ、適切な債権管理を行われたい。</p>	<p>市川市霊園の一般墓地の使用者から毎年度徴収する霊園管理料に係る債権区分については、5年の時効を迎える債権について不納欠損処理を行う等、公法上の債権としての運用を行い、条例との整合を図ることとする。</p> <p style="text-align: right;">（市長から通知のあった日：令和4年3月25日）</p>

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p data-bbox="103 300 954 331"><u>墓地返還に伴う使用料還付金について</u>（保健部 斎場霊園管理課）</p> <p data-bbox="103 360 1104 627">合葬式墓地の返還に伴い還付する墓地使用料（永代使用料）の額は、市川市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第38条により、既納の使用料の額に還付割合を乗じて得た額とされており、その割合については、墓地の使用の有無及び使用許可日から墓地返還届出日までの経過年数に応じ、規則別表で規定している。</p> <p data-bbox="103 652 1104 802">しかしながら、令和2年度の還付金の算定において、使用許可日からの経過年数の計算を誤り、本来より高い還付割合を適用した結果、過払いとなった事例があった（その後、返還金受領済）。</p> <p data-bbox="103 828 1104 919">よって、算定誤りの予防策の仕組み及び算定結果を適切にチェックする組織体制を構築し、適正な財務事務を行われたい。</p>	<p data-bbox="1126 360 2134 451">墓地返還に伴う使用料還付金に係る事務処理について、マニュアルを作成した上で、下記のとおり措置を講じた。</p> <p data-bbox="1155 477 1648 509">① 申請受付後の二重チェック体制</p> <p data-bbox="1184 534 2134 743">墓地返還に伴う使用料還付金に係る事務については、従来は担当者1名で行っていたが、令和3年7月から2名体制とし、且つマニュアルに沿って申請の審査をする者と支払い手続きを行う者と分け、二重チェック体制とした。</p> <p data-bbox="1155 833 1559 865">② 決裁時の金額確認の徹底</p> <p data-bbox="1184 890 2134 1040">墓地返還に伴う使用料還付金の支払いに係る決裁文書の起案時に、経過年数割合表を含む必要書類の添付忘れがないよう、添付書類のチェックリストを作成し、決裁時の金額確認の徹底を図った。</p> <p data-bbox="1491 1066 2119 1098">（市長から通知のあった日：令和4年3月25日）</p>

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p data-bbox="107 304 864 336"><u>し尿収集運搬手数料の徴収について</u>（環境部 清掃事業課）</p> <p data-bbox="107 360 1104 628">し尿収集運搬手数料（以下「手数料」という。）は、土地又は建物の占有者又は管理者から、し尿の収集及び運搬（以下「汲取り」という。）に対する手数料を徴収するものであり、その額は、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第27条及び別表第2に規定されている。</p> <p data-bbox="107 655 1104 924">この手数料は、「定額制」及び「従量制」の2つの料金体系で構成され、一般家庭を対象とする「定額制」は、人数割料金（月額）に基本料金（月額）を加え、月額を算定する。また、店舗、共同住宅等を対象とする「従量制」は、汲取り量に応じて算定する額に基本料金（月額）を加え、月額を算定する。</p> <p data-bbox="107 951 1104 1155">条例では、手数料を毎月徴収するものと捉えることができるのに対し、運用では汲取りを行わなかった月には手数料を徴収していないため、条例と運用の整合を図るよう令和元年度の監査において既に指摘しているが、現状は見直しがなされていない状況である。</p> <p data-bbox="107 1182 763 1214">よって、早急に条例と運用の整合を図られたい。</p>	<p data-bbox="1131 360 2128 453">条例と運用の整合を図るため、令和4年2月市川市議会定例会に条例の改正議案を提出した。</p> <p data-bbox="1131 480 2128 628">主な改正内容は、「定額制」及び「従量制」のいずれにおいても、手数料は、し尿の収集及び運搬を行った日の属する月に限り徴収する旨を条例に明記するものである。</p> <p data-bbox="1131 655 2128 748">議案は可決され、改正条例を令和4年3月18日に公布し、同日から施行した。</p> <p data-bbox="1491 1182 2112 1214" style="text-align: right;">（市長から通知のあった日：令和4年8月16日）</p>